

問31 審査請求料減免措置の後日申請（特）

出願審査請求書を提出し、正規の手数料の納付が済んだ後で、減免（軽減）を受けられることがわかったのですが、減免（軽減）申請をすることができますか。

答： 審査請求料の減免（軽減）申請は、出願審査請求書の提出と同時にすべきものであり、後日の減免の申請は認められません（特許法施行規則第73条2項）。

ただし、平成31年3月31日以前にした出願審査の請求は改正前の特許法等が適用されるため、出願の補正により増加した請求項に係る正規の手数料を納付した手続補正書の提出後で審査請求料の減免（軽減）を受けると判明した場合には、審査請求料の納付日（手続補正書の提出日）から1年以内（当該特許出願が特許庁に係属している場合に限る。）に、当該手続補正書に【その他】の欄を追加する手続補正書と、審査請求料減免（軽減）申請書を提出することにより、審査請求料の減免（軽減）が認められます。

軽減申請の手続を経済産業局等に行う場合には、審査請求料軽減申請書を経済産業局等に提出し、特許庁に上記手続補正書を提出することになります。

また、減免（軽減）申請に伴って提出が必要となる証明書は、本来、申請書が出願審査請求書の提出と同時に行うべきものであることから、原則、審査請求料の納付日（当該手続補正書の提出日）時点の証明書が申請書に添付されるべきものとします。

減免（軽減）が認められる場合には、納付された審査請求料についての過納分の返還を請求することができます。予納による納付であった場合は、減免（軽減）が認められたときに予納台帳に加算することにより自動的に返納されますが、

その他の納付方法の場合には既納手数料返還請求書の提出が必要になります。（問22参照）